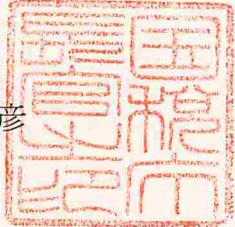


国 管 総 38
令和2年3月16日

山中 理司 様

国税庁長官 星野 次彦



裁決書の謄本の送付について（通知）

平成31年2月19日付審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

なお、原処分又は裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、原処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には原処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階
林弘法律事務所
氏 名 山中 理司

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成31年1月28日付国管総第19号により国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対し、上記審査請求人から平成31年2月19日付でされた審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る原処分を変更し、原処分で不開示とした部分のうち、別紙の3に掲げる各部分を開示する。

不服の要旨

1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月28日付国管総第19号により処分庁が行った原処分について、別紙の2に掲げる本件不開示部分1及び本件不開示部分2（以下、併せて「本件不開示部分」という。）を不開示とした決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

弁護士、税理士及び公認会計士のいずれの職種からも採用実績があり、それが国

税不服審判所HPで公表されている以上、職種別内訳が公にされたとしても、処分庁が懸念するような弊害は発生しないといえる。

国税審判官（特定任期付職員）の書類選考審査一覧（提出順）のうち、「順位」、「受付順」、「受理日」、「性別」、「民間実務」、「役所勤務」及び「職種」の各欄が開示されたとしても、一般人を基準とすれば、特定の個人を識別できるとはいえない。

裁決の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法第5条第1号並びに第6号柱書、同号イ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書2について

文書2は、国税審判官（特定任期付職員）の応募者の氏名や現住所等が記載された一覧表である。

イ 「受理日」欄が空欄である行に係る不開示部分（別紙の3⑤）

当該部分は、「受付順」欄に記載された番号を除き、何らの情報も記載されておらず空欄となっている。

そうすると、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分については、法第5条第1号に該当せず、開示すべきである。

ロ その余の部分

その余の部分については、行ごとに一体として法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

① 「順位」欄、「受付順」欄及び「受理日」欄（別紙の3②ないし④）

当該部分は、書類選考における順位、応募者から提出された履歴書等を受理した順番及び受理した月日を記載する欄である。

当該情報は、法第5条第1号ただし書ないしハに該当する事情は認められない。

法第6条第2項による部分開示の可否について検討すると、「順位」欄には何も記載されておらず、公にしても、特定の個人の権利利益を害するおそれがなく、法第6条第2項により部分開示すべき場合に該当する。

また、「受付順」欄及び「受理日」欄は、それぞれ履歴書等を受理した順番

及び受理した月日が記載されているものであって、個人識別部分であるとは認められず、これを公にしても、個人を特定する手掛かりとなるものではなく、個人の権利利益を害するおそれは認められない。

したがって、当該部分については、いずれも法第5条第1号に該当せず、開示すべきである。

(b) 「民間実務」欄、「役所勤務」欄及び「性別」欄

当該部分には、民間実務経験年数、役所勤務経験の有無並びに性別が記載されている。

当該情報は、法第5条第1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法第6条第2項による部分開示の可否について検討すると、「民間実務」欄には、弁護士、税理士、公認会計士等の資格の登録前及び登録後の民間実務経験年数が記載され、「役所勤務」欄には、役所名及び役所勤務年数を含めた役所勤務経験の有無が記載されていることから、当該個人の一定の関係者には当該個人を特定される手掛かりとなり、そのような者に知られることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、いずれの欄も法第6条第2項による部分開示をすることはできない。

また、「性別」欄は、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法第6条第2項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法第5条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(c) 「職種」欄（別紙の3⑥）

当該部分は、国税審判官（特定任期付職員）の応募者の職種を示すものである。

当該情報は、法第5条第1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法第6条第2項による部分開示の可否について検討すると、国税審判官（特定任期付職員）の任命資格を有する者は、国税通則法施行令第31条により、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経験を有する者等に限定されており、当該部分には、そのいずれの資格を有するかが記載されているものであって、個人識別部分であるとは認められない。

そして、当該部分は、これを公にしても、個人を特定する手掛かりとなるものではなく、個人の権利利益を害するおそれは認められない。

したがって、当該部分については、法第5条第1号に該当せず、開示すべきである。

(2) 文書1の書類選考合格者の職種別内訳（別紙の3①）

当該部分には、国税審判官（特定任期付職員）に係る書類選考合格者の職種別の合格者数（前年分を含む。）が記載されている。

処分庁は、当該部分について、「応募者又は書類選考合格者の職種内訳」に

る記載があり、これらの情報は、公にすることにより、当該情報（他の情報と照合することにより算出可能な数値を含む。）が一人歩きし、応募を検討する者に応募を躊躇させるなど無用の混乱を生じさせ、今後の国税審判官（特定任期付職員）の採用事務等に影響を及ぼすなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に該当する。」との理由で不開示とする原処分を行った。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、上記(1)ロイで開示すべきとした「職種」欄の情報と照らし合わせることにより、職種ごとの書類選考合格率をはじめ、面接試験合格率や応募者数に占める合格率が明らかとなることは否定できない。

しかし、当該合格率の変動や偏りは、各年の応募状況や経済状況、その他各種の様々な事情等が複合的に影響することも考えられることに加え、国税審判官（特定任期付職員）の選考が、標準職務遂行能力を基準に公正に行われた結果であるというのであれば、採用年や職種によって各合格率に変動や偏りが見られるとしても、それは公正な選考を行った結果としての合格率であると認められる。

そうすると、他の職種に比して書類選考又は面接試験における合格割合が低かった職種の者が、職種によって書類選考又は面接試験に合格しづらいとの先入観を持つなどして応募を控えようとするといった事態が生じるとはいえず、今後の国税審判官（特定任期付職員）の採用事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、今後の国税審判官（特定任期付職員）の採用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分については、法第5条第6号ニ及び同号柱書に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法第5条第1号並びに第6号柱書、同号イ及びニに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条第1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条第1号並びに第6号柱書、同号イ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

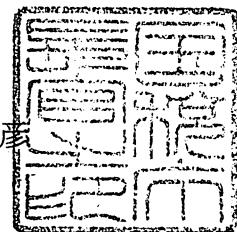
5 結論

主文のとおり裁決する。

なお、本件については、情報公開・個人情報保護審査会から、令和2年1月24日付
令和元年度（行情）答申第480号により、本裁決と同趣旨の答申を得ている。

令和2年3月16日

国税庁長官 星野 次彦



別紙

1 本件対象文書

文書1 平成30年11月19日付「特定任期付職員の採用に係る書類選考結果について（訂正版）」

文書2 国税審判官（特定任期付職員）の書類選考審査一覧（提出順）

2 審査請求人が開示を求める部分（本件不開示部分）

本件不開示部分1 文書1の書類選考合格者の職種別内訳（前年分を含む。）

本件不開示部分2 文書2の「順位」、「受付順」、「受理日」、「性別」、「民間実務」、「役所勤務」及び「職種」の各欄

3 開示すべき部分

- ① 文書1の書類選考合格者の職種別内訳（前年分を含む。）
- ② 文書2の「順位」欄
- ③ 文書2の「受付順」欄
- ④ 文書2の「受理日」欄
- ⑤ 文書2の「受理日」欄が空欄である行に係る不開示部分
- ⑥ 文書2の「職種」欄

この謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和2年3月16日

国税庁長官

星野 次彦

